第六条の二中「第一条の十五第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第一号中「第二条の二第一号」を「第十一条第一項第一号」に改め、同条第二号中「第四条の二第四号」を「第二十七条第四号」に改め、同条を第四十九条とする。

第六条第一項中「第一条の十五第一項」を「第十五条第一項」に改め、同項ただし書中「第二条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同条第二項中「第一条の十五第一項」を「第十五条第一項」に改め、同項第一号中「第四条第一号」を「第二十六条第一号」に改め、同項第四号中「第二条第一項各号」を「第十条第一項各号」に改め、同条を第四十八条とする。

第五条の十六第二号の二中「第七条の五第二号の二」を「第五十七条第二号の二」に改め、同条第五号ロ中「（昭和二十二年法律第百三十二号）」を削り、同号ニ中「第五条の七」を「第三十八条」に改め、同条を第四十七条とする。

第五条の十五中「第一条の十四第二号」を「第十四条第二号」に、「第五条の十三第一号」を「第四十四条第一号」に、「二十ヘクタール」を「十ヘクタール」に改め、同条を第四十六条とする。

第五条の十四の前の見出しを削り、同条中「第一条の十四第一号」を「第十四条第一号」に改め、同条第二号中「第五条の十二第二号イ」を「第四十三条第二号イ」に改め、同条を第四十五条とし、同条の前に見出しとして「（市街地化が見込まれる区域）」を付する。

第五条の十三中「第一条の十三第二号」を「第十三条第二号」に改め、同条を第四十四条とする。

第五条の十二中「第一条の十三第一号」を「第十三条第一号」に改め、同条第一号中「ガス管」の下に「のうち二種類以上」を加え、同号及び同条第二号ロ中「第五条の四第四号ロ」を「第三十五条第四号ロ」に改め、同条を第四十三条とする。

第五条の十一中「第一条の十二第二号」を「第十二条第二号」に改め、同条第一号中「第五条の九第一号ロ」を「第四十条第一号ロ」に改め、同条を第四十二条とする。

第五条の十中「第一条の十二第一号」を「第十二条第一号」に改め、同条を第四十一条とする。

第五条の九中「第一条の十一第二号」を「第十一条第二号」に改め、同条を第四十条とする。

第五条の八中「第一条の十第一項第二号へ」を「第十条第一項第二号へ」に改め、同条を第三十九条とする。

第五条の七の前の見出しを削り、同条中「第一条の十第一項第二号へ」を「第十条第一項第二号へ」に改め、同条を第三十八条とし、同条の前に見出しとして「（地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に従つて行われる農地の転用）」を付する。

第五条の六中「第一条の十第一項第二号ホ」を「第十条第一項第二号ホ」に改め、同条ただし書中「第一条の十二又は第一条の二十」を「第十二条又は第二十条」に改め、同条第九号及び第十一号中「第五条の十六及び第七条の五」を「第四十七条及び第五十七条」に改め、同条を第三十七条とする。

第五条の五中「第一条の十第一項第二号ニ」を「第十条第一項第二号ニ」に、「二分の一」を「三分の一」に、「第一条の十二」を「第十二条」に改め、同条を第三十六条とする。

第五条の四中「第一条の十第一項第二号ハ」を「第十条第一項第二号ハ」に改め、同条第五号中「施設の敷地の面積」の下に「の二分の一」を加え、同条第六号中「、第五条第一項若しくは第七十三条第一項」を「若しくは第五条第一項」に、「第四条第一項第五号若しくは第五条第一項第三号」を「第四条第一項第七号若しくは第五条第一項第六号」に、「第一条の十二又は第一条の二十」を「第十二条又は第二十条」に改め、同条を第三十五条とする。

第五条の三中「第一条の十第一項第二号ロ」を「第十条第一項第二号ロ」に、「第一条の十二又は第一条の二十」を「第十二条又は第二十条」に改め、同条を第三十四条とする。

第五条の二中「第一条の十第一項第二号イ」を「第十条第一項第二号イ」に改め、「掲げる施設」の下に「（法第四条第二項第一号ロ又は第五条第二項第一号ロに掲げる土地にあつては、これらの土地以外の周辺の土地に設置することによつてはその目的を達成することができないと認められるものに限る。）」を加え、同条第四号中「第一条の十二又は第一条の二十」を「第十二条又は第二十条」に改め、同条を第三十三条とする。

第五条中「第四条第一項第六号」を「第四条第一項第八号」に改め、同条第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「第七十八条第一項」を「第四十五条第一項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号中「第八十条第一項」を「第四十七条」に改め、同号を同条第三号とし、同条中第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、第八号及び第九号を削り、同条第十号中「掲げるもの」の下に「（第二十八条第一号から第三号までに掲げる施設又は市役所、特別区の区役所若しくは町村役場の用に供する庁舎を除く。）」を加え、同号を同条第六号とし、同条中第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とし、第十三号及び第十四号を削り、第十五号を第九号とし、第十六号を第十号とし、同条第十七号中「第五条第一項第三号」を「第五条第一項第六号」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第十八号を第十二号とし、第十九号から第二十三号までを六号ずつ繰り上げ、同条を第三十二条とする。

第四条の五中「第一条の九第二項」を「第九条第二項」に改め、同条を第三十一条とする。

第四条の四中「第一条の九第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第五号中「第七条第一項」を「第二十七条第六号」に改め、同条を第三十条とする。

第四条の三中「第一条の九第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第二号中「第二十条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十九条とする。

第四条の二中「第一条の七第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設）

第二十八条　法第四条第一項第二号の農林水産省令で定める施設は、国又は都道府県が設置する道路、農業用用排水施設その他の施設で次に掲げる施設以外のものとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校の用に供する施設

二　社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）による更生保護事業の用に供する施設

三　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所の用に供する施設

四　多数の者の利用に供する庁舎で次に掲げるもの

イ　国が設置する庁舎であつて、本府若しくは本省又は本府若しくは本省の外局の本庁の用に供するもの

ロ　国が設置する地方支分部局の本庁の用に供する庁舎

ハ　都道府県庁、都道府県の支庁又は地方事務所の用に供する庁舎

ニ　警視庁又は道府県警察本部の本庁の用に供する庁舎

五　宿舎（職務上常駐を必要とする職員又は職務上その勤務地に近接する場所に居住する必要がある職員のためのものを除く。）

第四条中「第一条の七第一項」を「第七条第一項」に改め、同条を第二十六条とする。

第三条の四第一項第一号及び第二号中「都道府県知事」を「農業委員会」に改め、同項第二号中「の整数倍」を「以上」に改め、同項第三号中「都道府県知事」を「農業委員会」に改め、同条第二項中「十アール以上の面積であり、かつ、その単位はアールであること」を「当該設定区域及びその周辺の地域における農地又は採草放牧地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて、新規就農を促進するために適当と認められる面積」に改め、同項第一号中「効率的」を「適正」に改め、同条を第二十条とし、同条の次に次の五条を加える。